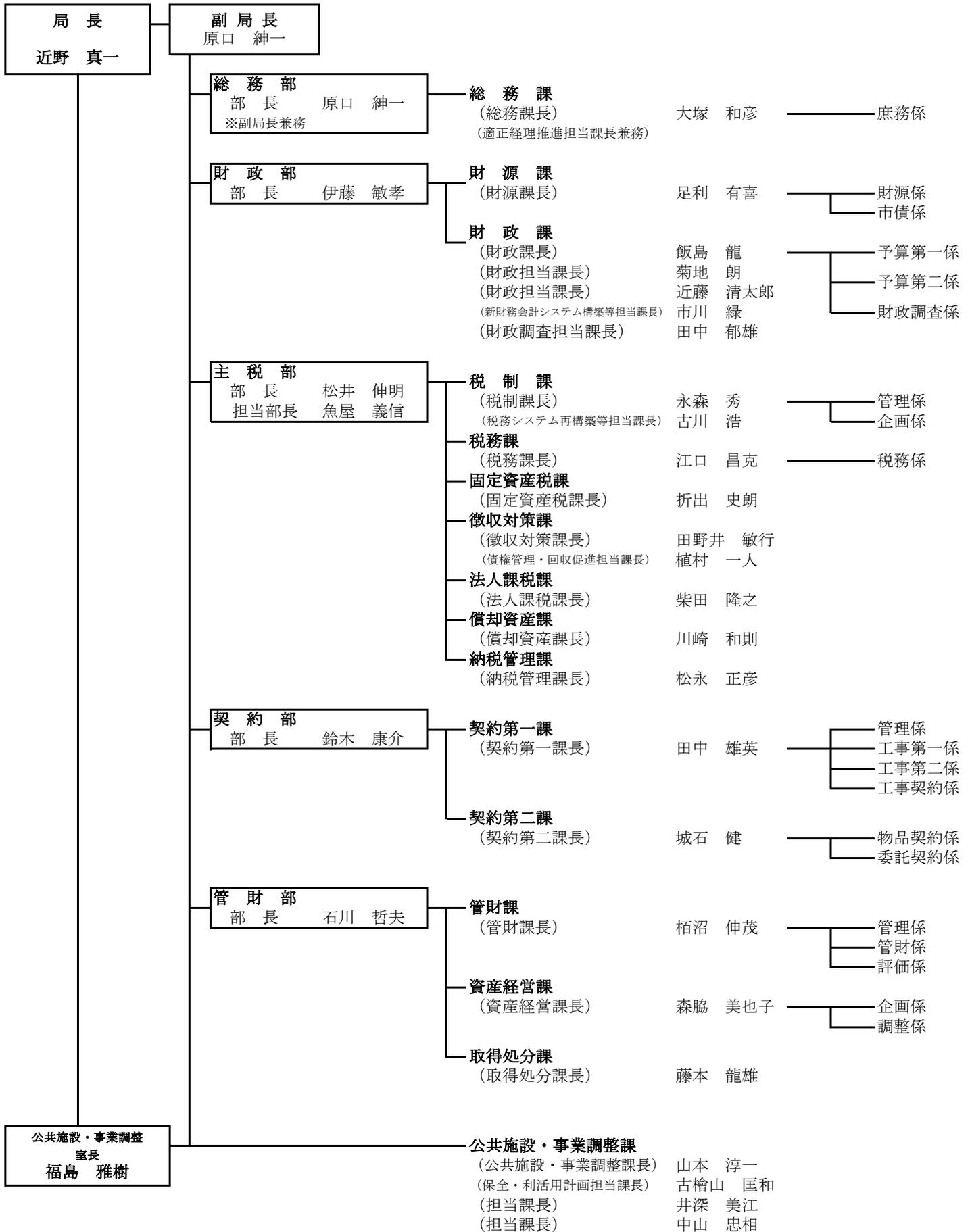


# 機 構 及 び 事 務 分 掌

令 和 4 年 5 月

財 政 局

財政局組織図（令和4年5月16日 現在）



《出向・派遣・応援は除く》

# 事 務 分 掌

## 総 務 部

### 総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 経理事務に係る総合的な指導に関すること。
- (5) 経理事務に従事する人材の育成に関すること。
- (6) 会計検査の連絡調整に関すること。
- (7) 他の室及び部の主管に属しないこと。

## 財 政 部

### 財 源 課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関すること(地方公営企業関係を含む。)
- (2) 地方交付税に関すること。
- (3) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町村移譲事務交付金の収納に関すること。
- (4) 指定都市市長会に関すること(財政に関するものに限る。)
- (5) 市債金会計の予算及び決算その他市債に関すること。
- (6) 資金の調整及び一時借入金に関すること。
- (7) 財政調整基金に関すること。
- (8) 当せん金付証票の発行に関すること。
- (9) ふるさと納税に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 財 政 課

- (1) 財政運営及び予算編成に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 財政統計に関すること。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関すること。
- (5) 地方公営企業の財務に関すること。
- (6) 地方自治法第 221 条第 1 項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関すること。
- (7) 地方自治法第 233 条第 5 項の規定による主要な施策の報告等に関すること。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関すること。
- (9) 新財務会計システムに関すること。

## 主 税 部

### 税 制 課

- (1) 税務費に関すること。
- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関すること。
- (3) 税制の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (5) 市税に係る審査請求及び訴訟の取扱いに関すること。
- (6) 税務に係る統計に関すること。
- (7) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (8) 市税その他徴収金の減免措置に関すること。
- (9) 横浜市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 税 務 課

- (1) 市税（個人の県民税を含む。以下この部において同じ。）の賦課事務（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に係るものを除く。以下この部において同じ。）の電算化に関すること。
- (2) 税務職員の育成に関すること。
- (3) 市税に係る普及及び啓発並びに税務に係る広報及び広聴に関すること。
- (4) 市税の賦課事務に係る指導及び審査に関すること。
- (5) 市税の賦課事務に係る犯則取締りに関すること。
- (6) 県民税徴収取扱費に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に関すること(固定資産税課の主管に属するものを除く。)
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 県税交付金の収納に関すること。
- (10) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者からの通知等（年金保険者への返納に係るものを除く。）に関すること。

### 固 定 資 産 税 課

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務の電算化に関すること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る指導及び審査に関すること。
- (3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務に係る犯則取締りに関すること。
- (4) 固定資産の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関すること。
- (5) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (6) 固定資産の評価調書及び概要調書に関すること。
- (7) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関すること。
- (8) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関すること。

- (9) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関する事（地方税法（昭和25年法律第226号。以下この部において「法」という。）第15条に基づく徴収猶予及び法第15条の3に基づく徴収猶予の取消し等に関する事を除く。）。
- (10) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件（法第15条に基づく徴収猶予に係るものを除く。）の調査に関する事。
- (11) 国有資産等所在市町村交付金法に基づく調査に関する事。
- (12) 固定資産（大規模等の家屋であつて、財政局長が指定するものに限る。）の評価に関する事。

### 徴 収 対 策 課

- (1) 市税（個人の県民税を含む。以下この部において同じ。）の徴収事務の電算化に関する事。
- (2) 市税の徴収事務に係る指導及び審査に関する事。
- (3) 市税の徴収事務に係る犯則取締りに関する事。
- (4) 納税貯蓄組合に関する事。
- (5) 市税の収納対策の推進に関する事。
- (6) 未収債権の管理及び徴収促進の指導及び支援に関する事。

### 法 人 課 税 課

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。）の調査（公的年金等支払報告書にあつては、提出に係るものに限る。）及び収集に関する事。
- (2) 法人の市民税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (3) 市たばこ税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (4) 入湯税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (5) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (6) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものを除く。）に関する事。
- (7) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事（税務課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 第1号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関する事。
- (9) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税の証明に関する事。
- (10) 法人の市民税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。
- (11) 市たばこ税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。
- (12) 入湯税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。
- (13) 事業所税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。

### 償 却 資 産 課

- (1) 償却資産に係る固定資産税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事（固定資産税課の主管に属する

ものを除く。)

- (3) 償却資産に係る固定資産税の課税の証明に関する事。
- (4) 償却資産に係る固定資産税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。

### 納 税 管 理 課

- (1) 市たばこ税及び入湯税（以下この部において「市たばこ税等」という。）の納税の証明に関する事。
- (2) 市たばこ税等に係る徴収金の収納に関する事。
- (3) 市税（市たばこ税等を除く。）に係る徴収金の収納状況の記録管理に関する事。
- (4) 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する事。
- (5) 市外に所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人の市民税及び県民税並びに市たばこ税等（以下この部において「市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等」という。）に係る徴収金の徴収猶予に関する事。
- (6) 市たばこ税等に係る過誤納金の還付、充当及び加算金に関する事。
- (7) 市税（市たばこ税等を除く。）に係る過誤納金の還付、充当及び加算金の決定に関する事。
- (8) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者への返納に関する事。
- (9) 市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等に係る徴収金の滞納処分に関する事。
- (10) 市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等に係る徴収金の犯則事件の調査に関する事。
- (11) 市たばこ税等に係る徴収金の欠損処分に関する事。
- (12) 市たばこ税等に係る徴収金の現金領収に関する事。
- (13) 市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等に係る徴収金の徴収嘱託及び受託に関する事。

## 契 約 部

### 契 約 第 一 課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関する事。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関する事。
- (7) 工事、製造等請負契約に係る低入札価格調査委員会に関する事。
- (8) 調達契約に係る公告等に関する事。
- (9) 部内他の課の主管に属しない事。

## 契 約 第 二 課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

## 管 財 部

### 管 財 課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関すること。
- (3) 普通財産の管理に関すること(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。次号から第6号までにおいて同じ。)
- (4) 普通財産の貸付け及び地上権等の設定等に関すること。
- (5) 土地及び建物の使用承認に関すること。
- (6) 土地及び建物の測量に関すること。
- (7) 公有財産の評価に関すること。
- (8) 公共事業用地費会計及び資産活用推進基金に関すること。
- (9) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること。
- (10) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利及び出資による権利の管理及び処分に関すること。
- (11) 知的財産権の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (13) 横浜市職務発明審査会に関すること。
- (14) 横浜市財産評価審議会に関すること。
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 資 産 経 営 課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 資産活用に係る基本方針に関すること。
- (3) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (4) 保有土地の利用及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。

- (5) 行政財産の余裕部分の有効活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 大規模な保有土地の処分に係る公募事業に関すること。
- (7) 国有地及び県有地に係る庁内の利用調整に関すること。
- (8) 用途廃止施設に係る利用及び活用並びに処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (9) 土地情報の収集等に関すること。
- (10) 横浜市資産活用推進会議に関すること。

### 取得処分課

- (1) 土地の取得、借受け及び地上権の設定（以下「取得等」という。）に伴う補償基準に関すること。
- (2) 土地の取得等及びこれに伴う補償に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 普通財産（土地を除く。）の取得に関すること（統括本部並びに他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 普通財産の処分にに関すること（統括本部並びに他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「開発事業調整条例」という。）に基づく公益用地の取得に関すること。
- (6) 代替地の提供基準に関すること。
- (7) 建物移転資金融資に関すること。
- (8) 土地の取得等に係る連絡調整に関すること。

## 公共施設・事業調整室

### 公共施設・事業調整課

- (1) 公共施設の保全並びに利用及び活用に関する政策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 公共事業の技術的事項に係る調査及び総合調整に関すること（他の局の主管に属するものを除く。次号及び第 4 号において同じ。）。
- (3) 公共事業の品質確保に係る調査及び総合調整に関すること。
- (4) 技術職員の技術力向上に関すること。
- (5) 技監に関すること。

令和4年度

事業概要

財政局



# 目 次

令和4年度財政局運営方針	1
令和4年度財政局予算総括表	2
令和4年度予算案の主な事業	3
事業見直しの取組	8
1 財政運営費	9
2 財産管理費	10
3 税務費	11
4 公債費	13
5 水道事業会計繰出金	14
6 工業用水道事業会計繰出金	14
7 自動車事業会計繰出金	15
8 高速鉄道事業会計繰出金	16
9 【特別会計】公共事業用地費会計	17
10 【特別会計】市債金会計	18

※この冊子の中の数値は、項目ごとに四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

財政局の予算概要及び事業計画書は、下記ホームページで公開しています。

○予算概要

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/zaisei/yosangaiyou/>

○事業計画書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/zaisei/jigyoukeikaku/>

# 令和4年度 財政局 運営方針

## I 基本目標

将来に責任を持ち、柔軟かつ持続可能な財政運営を行います

## II 目標達成に向けた施策

### 1 財政ビジョンに基づく、持続可能な財政運営を進めます

中長期の財政方針として策定する「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を踏まえた具体的な目標・取組を次期中期計画で定め、これに基づき、現在及び将来の横浜市民のために、持続可能な財政運営を進めます。また、財政ビジョンを土台として、各区局との連携のもと、市民・議会の皆様のご理解を得ながら、市民生活の安全・安心や横浜の成長・発展を支える施策、財政基盤の強化、歳出構造の転換を着実に進めるとともに、新型コロナウイルスの感染状況や経済情勢等の変化に伴う課題に迅速かつ柔軟に対応していきます。

### 2 財政・財務面における総合調整機能を存分に発揮します

#### ■ デジタル化の推進による利便性向上と業務効率化に向けた取組の推進

市民・事業者の利便性向上や業務の効率化を図るため、国の策定する標準仕様に準拠した新たな税務システムの構築や新たな財務会計システムの構築、電子入札システムの改修などに取り組みます。

#### ■ 経理・財産管理・契約などの財務事務の適正化

財務事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われるよう、相談対応や区局が行う内部監査等を支援します。

#### ■ 入札・契約における適正な競争環境の整備と適切な履行の確保

適正な予定価格や工期の設定、発注・施工時期等の平準化に取り組むとともに、低価格競争対策、適切な入札参加資格の設定、事業者の適正評価などに取り組みます。

#### ■ 市内中小企業の受注機会の増大

市内経済の中核をなす中小企業を支えるため、「横浜市内中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、適切な分離・分割発注を進めるとともに、国や関係機関が実施する公共事業についても受注機会の増大に取り組みます。

#### ■ 財政基盤の強化に向けた財源確保の取組

公平・適正な税務行政の推進により市税収入を安定的に確保するとともに、適正な債権管理により未収債権額の縮減を図ります。また、市場から信頼され有利な条件での市債発行や、横浜市へのふるさと納税の更なる推進、区局との十分な連携による資産の売却・貸付け等を積極的に実施します。

#### ■ 保有資産の適正管理・戦略的利活用

学校跡地をはじめとする保有資産の価値が最大限発揮されるよう、区局と連携し、柔軟な発想と公民連携の視点により地域課題の解決や財源確保に資する戦略的な利活用を推進するとともに、「資産活用基本方針」を見直し、将来を見据えた「未利用等土地の適正化」に取り組みます。

#### ■ 公共施設の計画的かつ効果的な保全更新等の推進

公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上を図るため、公共施設の保全更新や公共建築物の再編整備の検討等を引き続き進めるとともに、「公共施設管理基本方針」を見直し、将来を見据えた「公共施設の適正化」に取り組みます。また、公共事業に係る品質確保と働き方改革等による担い手の確保・育成を進めます。

## III 目標達成に向けた組織運営 ～危機を乗り越え、未来へつなぐ～

### ワンチーム

1 私たちは、コロナ対策など喫緊の課題に最前線で取り組む区局を全力で支援します

### チームイノベーション

2 私たちは、積極的な庁内連携、市民・企業との協働・共創により、課題解決に挑みます

### 創造・転換

3 私たちは、デザイン思考、EBPM、ナッジ等を活用し、事業効果とやりがいを高めます

### リスクマネジメント

4 私たちは、不断の改善とリスクの深掘りにより、公正・公平・適正に事務を執行します

### DXと働き方改革

5 私たちは、デジタル化を契機に業務を革新し、働き方改革や財政健全化に取り組みます

【デザイン思考】徹底したユーザー本位の分析・仮説・試作・実証を繰り返し、サービス・モノ・価値をチームで創造するプロセス。

【EBPM】 Evidence-based Policy Making の略。目的を明確化した上で合理的根拠に基づき施策を立案すること。

【ナッジ】「肘で軽くつつく」(nudge)の意。行動科学の知見を活用し、強制力を伴わず自然に望ましい行動をとるよう選択を促す仕掛けや手法。

【DX】 デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用し、製品、サービス、業務、組織、プロセス、企業文化・風土などを変革すること。

# 令和4年度 財政局予算総括表

◆ 計数のうち上段は事業費、下段( )は一般会計は市債＋一般財源、公共事業用地費会計及び市債金会計は市債＋一般会計繰入金の金額

区 分	4 年度	3 年度	増▲減	伸 率
<b>一 般 会 計</b>	百万円 239,814 (202,266)	百万円 213,107 (199,877)	百万円 26,707 (2,389)	% 12.5 (1.2)
局 事 業 費	17,472 (10,138)	16,458 (9,278)	1,014 (860)	6.2 (9.3)
公 債 費	213,029 (182,814)	188,832 (182,781)	24,197 (33)	12.8 (0.0)
公債費 ＜第三セクター等改革推進債公債費を除く＞	184,630 (182,814)	181,256 (179,620)	3,374 (3,193)	1.9 (1.8)
第三セクター等 改革推進債公債費	※1 28,398 (-)	7,576 (3,161)	20,822 (▲ 3,161)	274.9 皆減
他 会 計 繰 出 金	8,314 (8,314)	6,818 (6,818)	1,496 (1,496)	21.9 (21.9)
予 備 費	1,000 (1,000)	1,000 (1,000)	- (-)	- (-)
<b>公共事業用地費会計</b>	5,107 (1,563)	※2 52,449 (1,478)	▲ 47,342 (84)	▲ 90.3 (5.7)
<b>市 債 金 会 計</b>	437,739 (247,886)	451,195 (239,430)	▲ 13,456 (8,456)	▲ 3.0 (3.5)

※1 4年度の公債費のうち第三セクター等改革推進債公債費には、MM21地区52街区における土地売却収入の余剰分(約209億円)について、5年度の償還財源とするための減債基金への積立金が含まれています。

※2 3年度の公共事業用地費会計には、先行取得資金保有土地の適正化の取組(約467億円)が含まれています。

## 【参考】第三セクター等改革推進債償還額と償還財源

(単位：億円)

区分	償還見込額 (4年度予算時点) ①＋②	4年度末までの 償還見込額		5年度以降の 償還見込額 ②	【参考】 償還見込額 (公社解散時点)	
		①	うち4年度償還額 (予算計上額)			
償還額	元金	1,372	778	73	594	1,372
	利子等	44	37	2	7	74
償還額 計	1,416	815	75	601	1,446	
償還財源	土地売却収入等	1,100	642	75	458	848
	一般財源	316	173	-	143	598

# ◆ 令和4年度予算の主な事業

## 1 デジタル化の推進による利便性向上及び業務効率化に向けた取組

### (1) 税務システムの再構築及び標準化 1億4,000万円 (R3:9,800万円)

現行の税務システムは、平成5年の運用開始以来、毎年税制改正等による改修を重ねてきました。近年、社会のデジタル化が進む中、さらなる市民の利便性向上や業務効率化等の要請に応えるため、税務システムを再構築します。

再構築に当たっては、国による「地方公共団体情報システムの標準化※」により自治体の基幹情報システムの標準化が義務付け（令和7年度末までの導入を目標）られたため、8年1月の稼働を目指し、次期税務システムの構築を進めています。

4年度は、オンラインによる手続の簡略化やAIの活用など社会のデジタル化の進展も踏まえて開発を進め、あわせて、標準仕様に準拠したシステムへの移行を機に、業務プロセスの検討・見直しを行います。

※ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（3年5月公布）に基づき、各自治体が独自に整備してきた情報システムを、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行していくこと。

【参考1-1】事業スケジュール



【参考1-2】予算外義務負担の設定期間及び限度額（①②：3年度に設定済）

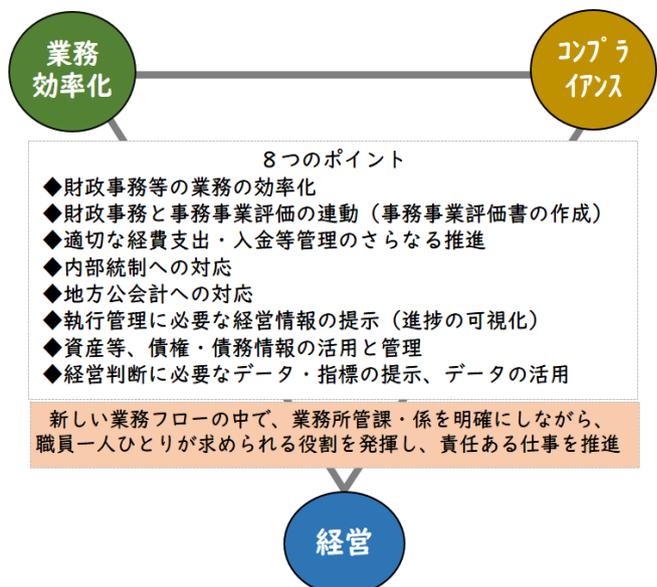
	期間	限度額
① プロジェクト管理委託費	4年（令和4～7年度）	2.7億円
② システム開発費	14年（令和4～17年度）	86億円
新システム導入後10年間の保守委託費		74億円

（現行システムの運用経費：約10億円/年）

### (2) 新たな財務会計システムの構築 1億8,456万円 (R3:4,800万円)

予算編成-執行管理-決算や事務事業評価といった財政事務について、関係局と連携しながら事務改革に取り組むとともに、現財務会計システムから対象範囲を拡大し、未収債権管理及び資産管理業務等も含めた新たな財務会計システムを構築しています。

「業務効率化」「コンプライアンス」「経営」の「3つの視点」から、事務改革の目標の実現を目指し、行政経営の効率性と最適化を支えるプラットフォーム（行政経営プラットフォーム（仮称））としてローコード開発基盤※を導入し、コスト情報、資産情報を集積し活用する仕組みの構築に取り組んでいます。

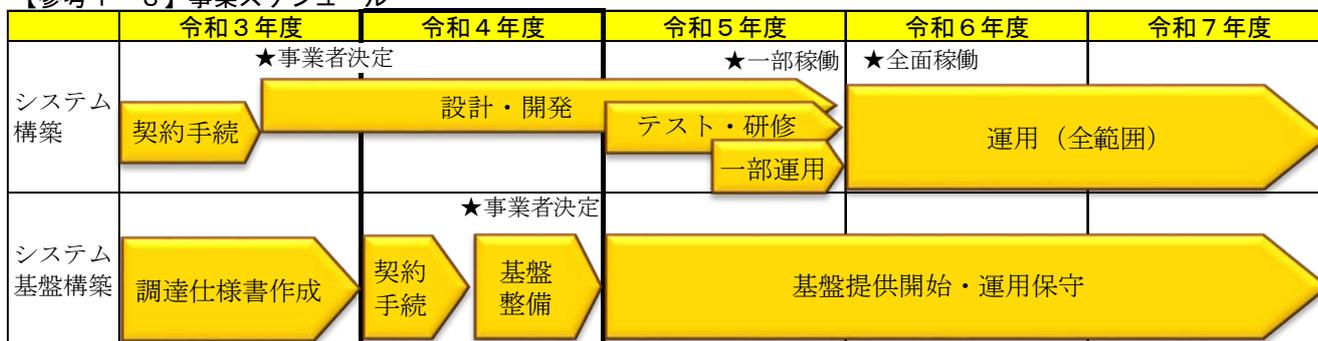


4年度は、3年度に引き続きシステム構築に係る設計・開発を進めるとともに、システム基盤構築に向けた契約手続きを行い、クラウドの環境整備を進めます。あわせて、財政事務等に係る業務の標準化及び関係する規則の見直しを行います。

なお、4年度当初予算において、予算外義務負担を新たに1件設定しました。

※ 高度なコーディングの知識や経験を必要とせず、最小限のコードで、素早くアプリケーションを開発するために必要な環境。

【参考1-3】事業スケジュール



【参考1-4】予算外義務負担の設定期間及び限度額 (①：4年度に設定、②③：3年度に設定済)

	期間	限度額
① システム基盤構築費	5年 (令和5～9年度)	※4.6億円
② コンサルティング委託費	2年 (令和4～5年度)	2.4億円
③ システム構築業務委託費	12年 (令和4～15年度)	44億円

※予算外義務負担の限度額：財政局分のみ (総務局分を含む限度額：8.5億円)

(3) 電子入札システムの利便性の向上 3億1,541万円 (R3:1億809万円)

6年度からの新たな財務会計システムの稼働に合わせて、契約書や検査調書など、これまで電子化されていなかった文書を電子化するため、電子入札システムの改修を行います。

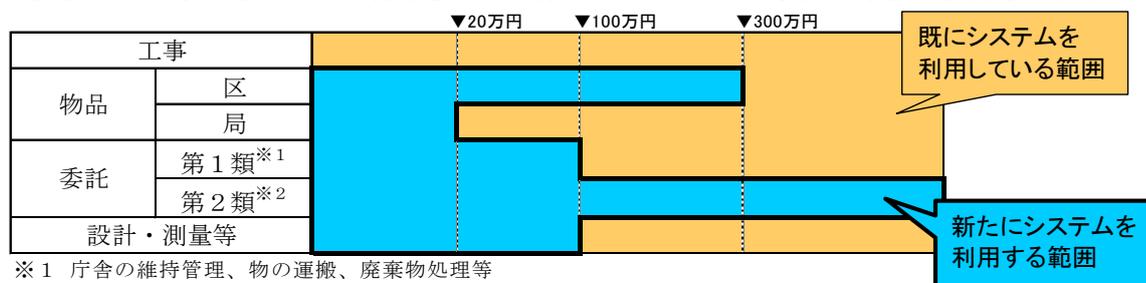
さらに、同システムの利用対象を原則全ての入札・契約に拡大することにより、事業者は概ね全ての入札・契約事務を自社においてオンラインで行うことができることとなり、文書の作成や提出などにかかる負担が大幅に軽減されます。本市側においても、業務の効率化が図られ、事務負担の軽減につながります。

なお、4年度当初予算において、予算外義務負担を1件設定しました。

【参考1-5】電子入札システム利用件数(令和2年度)

	発注総数…A	利用件数…B	利用割合…B/A
工事	2,872	2,459	86%
物品	53,684	9,397	18%
委託等(設計測量含む)	24,271	2,764	11%
合計	80,827	14,620	18%

【参考1-6】電子入札システムの利用範囲(金額別イメージ) 注：一部対象外となる入札・契約があります。



※1 庁舎の維持管理、物の運搬、廃棄物処理等

※2 システム開発・改修、印刷物の編集、公の施設運営業務等

【参考1-7】予算外義務負担の設定期間及び限度額 (①：4年度に設定)

	期間	限度額
① 電子入札システム改修委託費	2年 (令和4～5年度)	2億円

## 2 税務手続のデジタル化による納税者の利便性向上

### (1) 税務手続のオンラインでの申告・申請の拡充 1, 634万円 (R3: 6, 185万円)

これまでeLTAXを活用した電子申告など税務手続のデジタル化による納税者の利便性の向上に取り組んでおり、3年11月から税証明（一部の証明を除く）のスマートフォン申請を開始するなど、引き続き税務手続のオンライン化を進めています。

4年度は、軽自動車税の申告等に関連したシステム改修を行います。これにより、5年1月から軽自動車税（三輪・四輪の新車新規取得分）のオンライン申告が可能になるとともに、車検（継続検査）時に納税証明書を提出する必要がなくなり、納税者の利便性向上につながります。

税証明がスマートフォンでいつでも・どこでも簡単に申請できます。  
申請方法など詳細については、次のホームページをご覧ください。

○税証明スマートフォン申請のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei-shomei/online/gaiyou.html>

横浜市 税証明 スマートフォン申請

【QRコード】



### (2) 特別徴収税額通知書の秘匿化及び電子化の取組

2億7, 844万円 (R3: 2, 086万円)

給与所得者に対し、勤務先を経由して個人住民税の税額等を通知する特別徴収税額通知書について、4年度課税分から圧着用紙の使用による課税情報欄のマスキング処理（秘匿化）を実施し、納税者のプライバシーの保護を図ります。

また、6年度課税分から開始される特別徴収税額通知の電子化に向けて、税務システムを改修することで、特別徴収税額通知書の配布に係る事業者側の事務負担の軽減と本市のペーパーレスの推進につなげます。

【参考2】事業スケジュール



### (3) 納付しやすい環境整備

2億2, 649万円 (R3: 1億4, 321万円)

市税の納付については、これまで「クレジット納付 (R2～)」、「スマホ決済\* (R2～)」、「インターネット専業銀行による市税の電子納税 (R3～)」など、時間や場所を問わず納付できる環境を拡充し、納税者の利便性の向上に取り組んできました。

4年度は、更なる納付しやすい環境の拡充に向け、主に事業者の方が利用されている「地方税共通納税システム」の対象税目の拡大に対応するためのシステム改修を行います。これにより、5年度から固定資産税・都市計画税と軽自動車税（種別割）もインターネットを通じて一度の操作で複数の自治体へ納付することができます。

※ 利用可能アプリ：PayPay、LINEPay、PayB (R2.4～)、FamiPay (R3.9～)、auPAY (R3.12～)

納付方法の詳細については、次のホームページをご覧ください。

○市税納付方法のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/nouzei-soudan/nouzei-houhou/>

横浜市 納付方法

【QRコード】



### 3 保有資産の適正管理・戦略的利活用

1億4,408万円 (R3:1億9,449万円)

財政局で保有する土地・建物について、巡視・除草等の保全や貸付等により適正に管理・運用します。また、資産情報のオープンデータ化を進めるとともに、未利用・低利用の資産については、多様な公民連携等により、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた市有地公募売却等の活用を積極的に進めます。

廃校等の用途廃止施設について、旧若葉台西中学校（旭区）では、本格活用に向けた活用案調査及び地域ニーズとのコーディネート業務等を行うとともに、その他施設においても、利活用の早期具体化に向けた検討を進めます。

また、「財政ビジョン」の策定を踏まえ、「横浜市資産活用基本方針」を見直し、資産の戦略的利活用を全庁的に推進するとともに、専門分野の人材育成等を進めます。

利活用が可能と考える資産の基本情報				
資産名称	代替地			
所在地	鶴見区〇〇一丁目〇〇ほか	面積	619.32㎡	
1 土地の概要				
接道状況	北側で幅員約4.5mの舗装市道に接面			
交通機関	東急東横線「〇〇」駅～横浜市営バス〇系統「〇〇前」バス下車～徒歩約6分			
都市計画による制限	区域区分	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率/容積率	40/80	高度地区	第1種高度地区
	防火・準防火地域	防火指定なし	その他の制限	外壁後退距離:前面道路から1m、敷地面積最低限度:125㎡、建築物の高さの限度:10m、緑化地域
2 位置図/案内図				
3 参考写真				

【参考3】利活用可能資産の基本情報  
市ホームページ（イメージ）

利活用可能資産の情報など詳細については、次のホームページをご覧ください。  
 ○市有地ポータルサイト <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shiyuchi/>

### 4 公共施設の計画的かつ効果的な保全更新等の推進

#### (1) 公共施設マネジメントの推進

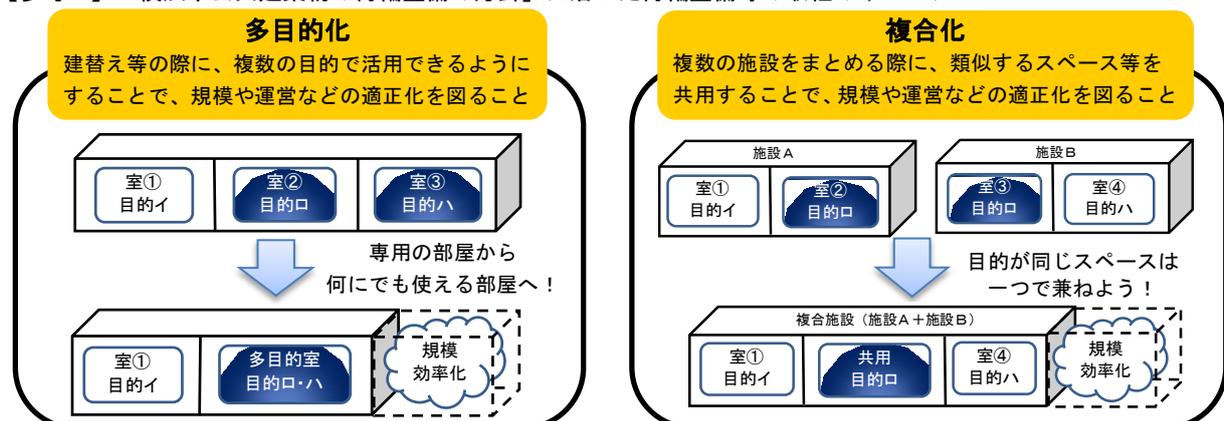
1,589万円 (R3:944万円)

将来にわたり公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上を図るため、計画的かつ効果的な保全更新等を進めるとともに、「財政ビジョン」の策定を踏まえ、「横浜市公共施設管理基本方針」を見直し、公共施設の適正化を進めます。

4年度に建替検討対象校として選定予定の市立小中学校について、他の公共建築物との多目的化・複合化等の再編整備による施設規模の効率化や施設配置の最適化に取り組みます。あわせて、公共建築物の更なる長寿命化に向け、専門的な分析が必要な躯体の耐用年数の判定を効率的に進めるための仕組みを検討します。

また、豊岡小学校（鶴見区）では、周辺施設等との再編整備の事業化に向けた検討を、公共施設が集中する本郷台駅周辺では、各施設の建替え時期等を見据え、効率的・効果的な再編整備に向けた検討を、関係区局と連携し進めます。

【参考4】「横浜市公共建築物の再編整備の方針」に沿った再編整備等の取組のイメージ



## (2) 建設業の働き方改革等の推進

155万円 (R3: 175万円)

建設業の働き方改革の実現に向け、週休2日制確保適用工事の拡充や、債務負担行為の活用及び平準化率を指標とした工期の執行管理等による発注・施工時期の平準化、SDGs 認証を始めとした総合評価落札方式の評価対象の拡充などに引き続き取り組みます。

また、ICT活用工事の試行対象の拡大<sup>※</sup>や、ICT活用研修を実施するなど、生産性向上の取組を受発注者双方が連携して推進していきます。

※ 対象工種を土工・法面工・舗装工（路盤工）に加え、河川浚渫工・地盤改良工・舗装工（修繕工）等を新たに追加。また、小規模工事にも対応出来るよう規模要件を廃止。

公共施設マネジメントや建設業の働き方改革については、次のホームページでもご案内しています。

○公共施設の総合調整のページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/>

横浜市 公共施設の総合調整

## 5 債権管理の適正化に向けた取組

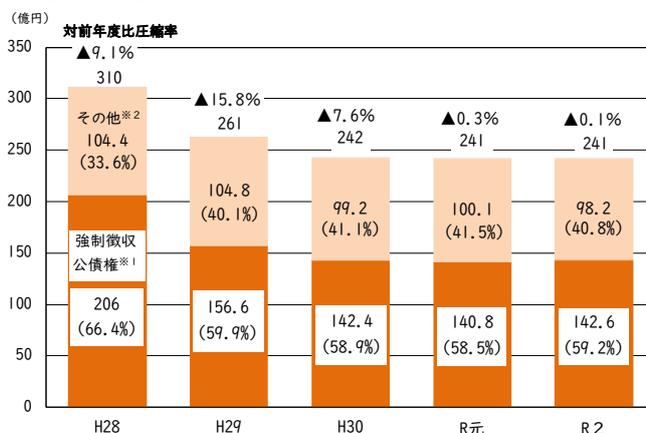
2,907万円 (R3: 2,931万円)

全庁的な未収債権額の縮減を図るため、適正な債権管理を進めます。

具体的には、民間事業者を活用した電話納付案内や弁護士への徴収委任を効果的に実施するとともに、職員研修を通じてノウハウの庁内共有を図り、引き続き未収債権の早期解決等を進めていきます。

また、新たな財務会計システムに構成される未収債権管理システムの構築により、債権管理事務の更なる適正化や効率化につなげていきます。

【参考5】未収債権額全体（一般・特別会計）の推移



※1 強制徴収公債権：滞納処分等の例により徴収できると法律で規定されている公債権（市税、国民健康保険料等）  
 ※2 その他：非強制徴収公債権（生活保護費負担金等）、私債権（母子父子寡婦福祉資金貸付金等）

## 6 横浜市へのふるさと納税の推進

9,700万円 (R3: 5,260万円)

市内産品及び体験型の返礼品について、本市の魅力 PR、市内事業者支援、寄附金の確保を目的としながら、より寄附者のニーズを捉えられるよう、事業者等の協力を得て開発・調整を行います。また、本市の取組に一層の注目を集め、継続的に本市を応援していただけるよう、寄附者へのPRや広報を強化します。

あわせて、国に対し、ふるさと納税本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを要望していきます。



ふるさと納税限定オリジナル返礼品

横浜市へのふるさと納税についての詳細は、次のホームページでご案内しています。

○横浜市への寄附「ふるさと納税」のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/kifu.html>

横浜市 ふるさと納税

【参考6-1】横浜市への「ふるさと納税」受入実績

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (申出額ベース)
横浜市へのふるさと納税額	2億9,548万円	3億4,126万円
市外からの寄附	1億3,083万円	2億890万円
市内からの寄附	1億6,465万円	1億3,236万円

【参考6-2】市内事業者への返礼品発注額等  
(令和3年度)

返礼品発注件数	5,250件	
返礼品発注額	4,850万円	
返礼品数	市内産品	中華総菜等 207品
	体験・体感型	ホテル宿泊券等 69品

## 7 財政情報の「見える化」の推進

2, 677万円 (R3: 2, 636万円)

財政情報について、市民や議会の皆様と広く共有していくため、「財政見える化ダッシュボード」、「ひと目でわかる横浜の財政」、「財政解説」、財務書類や事業別行政コスト計算書等での発信に引き続き、取り組んでいきます。こうした財政情報を、市内大学や市民活動団体等への財政講座など広報活動に活用していきます。

それぞれの広報媒体は、次のホームページで公開しています。

【QRコード】

### ○財政見える化ダッシュボード

予算の使われ方や事業の内容を、興味・関心に応じてピンポイント検索。

<https://zaiseidashboard.city.yokohama.lg.jp/>



### ○ひと目でわかる横浜の財政

毎年度の予算や財政状況をわかりやすく説明。一般向けと子ども向けを展開。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/kohoshi/>



### ○財政解説

キャラクターを活用し、予算や決算等について1問1答のQA形式で解説。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/kaisetu/>



【参考7】主な財政広報Webアクセス数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財政見える化ダッシュボード (R3.9月公開)			56,499
ひと目でわかる横浜の財政	10,953	17,927	27,248
財政解説 (R元.5月公開)	12,516	24,473	24,517

## ◆ 事業見直しの取組

限られた経営資源の中で市民の信頼に応えながら施策を推進するためには、職員一人ひとりが常にコスト意識をもち、施策目標の実現に向け、不断に事務事業を見直し、効率化・適正化に取り組むことが必要です。

また、臨時財源に依存した予算編成からの脱却を目指し、事業の廃止・休止・大幅な削減などにも踏み込む「歳出改革」の取組を今後、本格化させていく必要があり、財政局の令和4年度予算編成においても、こうした全庁的な方針に基づき、全ての事業について、事業の必要性や費用対効果、財源確保等についての見直しに取り組みました。

その結果、**合計で21件、約9千万円\*の経費を見直しました。**

※内訳 削減額：8,379万円、歳入の増加額：809万円

### ○主な事業見直しの内容

見直し項目	見直し内容	見直し効果額 (一般財源)
・納税通知書等の印刷 〔納税通知書作成発送等定期課税事務費〕	過年度の契約実績を反映した単価に見直すこと等により、経費を削減	【削減額】 3,262万円
・新たな財務会計システムの基盤構築 〔財政事務等改革推進事業〕	システム基盤の構築について、事業スケジュール及び全体経費の見直しにより、経費を削減	【削減額】 3,000万円
・不用物品(鉄くず等)売払収入 〔契約事務費〕	過年度実績の推移を踏まえ、積算を見直したことにより歳入を確保	【歳入の増加額】 809万円

1	財 政 運 営 費	4年度	3,509,793千円	
		3年度	3,055,927千円	
		増▲減	453,866千円	
		4年度 財源内訳	国・県	-千円
			その他	306,137千円
市債	-千円			
	一般財源	3,203,656千円		

職員人件費及び財政広報等の財政運営に要する経費

(単位：千円)

		4年 度	3年 度	増 ▲ 減
1	<b>職員人件費</b> 財政局（主税部、市債担当者分を除く）の職員に対する給料、各種手当及び共済費 【主な増減】給与改定による期末勤勉手当の減	1,515,438 (1,515,438)	1,528,275 (1,528,275)	▲ 12,837 (▲ 12,837)
2	<b>財政広報費</b> 財政広報、財政調査及び地方公会計の推進等に係る経費 【主な増減】公会計システムの改修による増	34,522 (33,294)	33,586 (27,371)	936 (5,923)
3	<b>財政事務等改革推進事業費</b> 新たな財務会計システムの開発等に係る経費 【主な増減】事業進捗による増	184,564 (184,564)	48,000 (48,000)	136,564 (136,564)
4	<b>財源事務費</b> ふるさと納税受入や放射線対策経費賠償請求に関する事務等に係る経費 【主な増減】寄附見込増に伴う返礼品調達経費の増	97,937 (97,455)	53,934 (53,814)	44,003 (43,641)
5	<b>宝くじ事務費</b> 宝くじ普及宣伝広報費・全国自治宝くじ事務協議会等への負担金及び分担金 【主な増減】負担金及び分担金の増	63,127 (63,127)	58,948 (58,948)	4,179 (4,179)
6	<b>電子入札システム運用管理費</b> 電子入札システムの運用・管理等に係る経費 【主な増減】機能追加等による改修費の増	463,382 (292,981)	218,680 (143,480)	244,702 (149,501)
7	<b>公共施設・事業調整推進事業費</b> 公共建築物マネジメントの推進等に係る経費 【主な増減】再編整備検討に係る経費の増	22,333 (22,333)	16,388 (16,388)	5,945 (5,945)
8	<b>財政調整基金積立金</b> 基金運用益を原資とする財政調整基金への積立金 【主な増減】運用額増による運用益の増	13,000 (-)	5,000 (-)	8,000 (-)
9	<b>減債基金積立金</b> 基金運用益等を原資とする減債基金への積立金 【主な増減】運用額増による運用益の増	1,000,000 (930,000)	985,000 (930,000)	15,000 (-)
10	<b>その他財政運営費</b> その他財政運営に係る事務経費等 【主な増減】会計年度任用職員に係る経費の増	115,490 (64,464)	108,116 (62,958)	7,374 (1,506)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

2	財 産 管 理 費	4年度	155,413千円	
		3年度	204,377千円	
		増▲減	▲ 48,964千円	
		4年度 財源内訳	国・県	- 千円
			その他	73,900千円
市債	- 千円			
一般財源	81,513千円			

公有財産の管理、運用等に要する経費

(単位：千円)

	4 年 度	3 年 度	増 ▲ 減
1 公有財産管理費 土地等の維持・管理等に係る経費 【主な増減】擁壁改修工事の終了による減	76,003 (42,156)	113,127 (55,851)	▲ 37,124 (▲ 13,695)
2 保有土地等活用検討費 保有土地・用途廃止施設の有効活用に係る経費 【主な増減】保有土地整備事業の終了による減	37,317 (18,914)	45,348 (22,972)	▲ 8,031 (▲ 4,058)
3 保有土地売却事業費 保有土地の公募売却等に係る経費 【主な増減】過年度実績に基づく見直しによる減	30,759 (17,161)	36,011 (19,542)	▲ 5,252 (▲ 2,381)
4 資産活用推進基金積立金 土地貸付収入を原資とする資産活用推進基金への積立金 【主な増減】なし	7,567 (-)	7,567 (-)	- (-)
5 その他財産管理費 その他公有財産の管理、運用等に係る事務経費等 【主な増減】財産損害保険料に係る経費の増	3,767 (3,282)	2,324 (1,876)	1,443 (1,406)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

3	税 務 費	4年度	13,806,466千円	
		3年度	13,197,333千円	
		増▲減	609,133千円	
		4年度 財源内訳	国・県	6,429,000千円
			その他	524,439千円
市債	-千円			
一般財源	6,853,027千円			

税務職員の人件費及び市税の課税・収納に要する経費

(単位：千円)

	4年度	3年度	増 ▲ 減
1 職員人件費 税務職員に対する給料、各種手当及び共済費 【主な増減】給与改定による期末勤勉手当の減	8,923,096 (1,994,904)	8,968,836 (2,101,766)	▲ 45,740 (▲ 106,862)
2 納税通知書作成発送等定期課税事務費 市税の賦課徴収に係る帳票類作成等の経費 【主な増減】各種帳票の単価見直しによる減	951,719 (944,548)	970,462 (964,579)	▲ 18,743 (▲ 20,031)
3 固定資産評価事業費 固定資産税課税のための土地・家屋評価に係る経費 【主な増減】評価替え事務（3年に一度）の増	263,509 (263,509)	122,602 (122,602)	140,907 (140,907)
4 特別徴収センター・償却資産センター運営事業費 特別徴収センター及び償却資産センターの運営に係る経費 【主な増減】委託業務の仕様見直しによる増	92,780 (92,650)	85,043 (85,013)	7,737 (7,637)
5 納付しやすい環境整備促進事業費 コンビニエンス・ストアにおける市税収納事務委託等に係る経費 【主な増減】税収納システム改修経費の増	232,455 (232,455)	165,228 (165,228)	67,227 (67,227)
6 電子申告システム等運用事業費 電子申告システム及び確定申告書情報等管理システムの運用・管理に係る経費 【主な増減】長期継続契約の平年度化による増	745,678 (745,678)	604,459 (604,459)	141,219 (141,219)
7 税務システム改修事業費 現行の税務システム改修に係る経費 【主な増減】税額通知書の電子化対応による増	310,030 (310,030)	73,847 (73,847)	236,183 (236,183)
8 歳入確保強化事業費 電話納付案内及び弁護士への徴収委任等、未収債権の滞納整理強化に係る経費 【主な増減】実績に基づく見直しによる減	29,069 (29,069)	29,306 (29,306)	▲ 237 (▲ 237)
9 市税収納率向上対策費 市税の収納率向上に向けた収納実務指導の強化、滞納調査・処分等に係る経費 【主な増減】収納事務に係るシステム利用料の増	15,029 (7,114)	13,715 (7,764)	1,314 (▲ 650)
10 納税管理センター運営事業費 会計年度任用職員人件費等、納税管理センターの運営に係る経費 【主な増減】会計年度任用職員に係る経費の増	14,259 (14,237)	13,897 (13,897)	362 (340)

		4 年 度	3 年 度	増 ▲ 減
11	<b>税務広報事業費</b> 市税の広報活動に係る経費 【主な増減】部数及び仕様の見直しによる減	877 (877)	1,164 (1,164)	▲ 287 (▲ 287)
12	<b>税務事務改革推進事業費</b> 税務システムの再構築等に係る経費 【主な増減】事業進捗に伴う増	140,000 (140,000)	98,000 (98,000)	42,000 (42,000)
13	<b>過誤納金の還付金及び還付加算金</b> 前年度以前に納付された市税の過納・誤納に係る還付金及び還付加算金 【主な増減】なし	1,800,000 (1,800,000)	1,800,000 (1,800,000)	- (-)
14	<b>その他税務費</b> その他市税の課税・収納に係る事務経費 【主な増減】会計年度任用職員に係る経費の増	287,965 (277,956)	250,774 (240,850)	37,191 (37,106)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

4	公債費	4年度	213,028,579千円	
		3年度	188,831,785千円	
		増▲減	24,196,794千円	
		4年度 財源内訳	国・県	-千円
			その他	30,215,027千円
市債	-千円			
		一般財源	182,813,552千円	

一般会計所管分市債の元利償還金及び一時借入金利子並びに公債諸費

(単位：千円)

	4年度	3年度	増 ▲ 減
<b>公債費</b>	<b>184,630,402</b> (182,813,552)	<b>181,256,107</b> (179,620,087)	<b>3,374,295</b> (3,193,465)
(1) 元金 市債金会計への繰出金<三セク債を除く一般会計所管分市債の償還元金等> 【主な増減】赤字地方債の償還に係る増	161,050,810 (159,248,830)	156,583,258 (154,963,937)	4,467,552 (4,284,893)
1 うち減債基金積立金	76,372,996	74,980,799	1,392,197
(2) 利子 市債金会計への繰出金<三セク債を除く一般会計所管分市債の利子及び一時借入金利子> 【主な増減】金利低下による利子の減	22,602,396 (22,598,561)	23,496,347 (23,490,683)	▲ 893,951 (▲ 892,122)
(3) 公債諸費 市債金会計への繰出金<三セク債を除く一般会計所管分市債の発行及び償還に係る諸費等> 【主な増減】発行及び償還に係る手数料の減	977,196 (966,161)	1,176,502 (1,165,467)	▲ 199,306 (▲ 199,306)
<b>第三セクター等改革推進債公債費</b>	<b>* 28,398,177</b> (-)	<b>7,575,678</b> (3,160,693)	<b>20,822,499</b> (▲ 3,160,693)
(1) 元金 市債金会計への繰出金<三セク債の償還元金等> 【主な増減】減債基金積立金の増	28,173,221 (-)	7,322,196 (2,907,211)	20,851,025 (▲ 2,907,211)
2 うち減債基金積立金	20,851,025	-	20,851,025
(2) 利子 市債金会計への繰出金<三セク債の利子> 【主な増減】三セク債残高の減による利子の減	224,165 (-)	252,616 (252,616)	▲ 28,451 (▲ 252,616)
(3) 公債諸費 市債金会計への繰出金<三セク債の償還に係る諸費> 【主な増減】利子償還額の減による手数料の減	791 (-)	866 (866)	▲ 75 (▲ 866)

※下段( )は市債+一般財源の金額

\*第三セクター等改革推進債公債費には、MM21地区52街区における土地売却収入の余剰分(約209億円)について、5年度の償還財源とするための減債基金への積立金が含まれています。

【参考】

○一時借入金の借入れの最高額：1,900億円(3年度：1,900億円)

5	水 道 事 業 会 計 金 繰 出	4年度	836,008千円	
		3年度	696,232千円	
		増▲減	139,776千円	
		4年度 財源内訳	国・県	-千円
			その他	-千円
	市債	775,000千円		
	一般財源	61,008千円		

水道事業に対する出資金及び補助金

(単位：千円)

	4年度	3年度	増 ▲ 減
1 上水道安全対策事業出資金 水道施設の安全性・耐震性向上のための事業に対する出資 【主な増減】工事計画に基づく増	775,000 (775,000)	634,000 (634,000)	141,000 (141,000)
2 児童手当補助金 児童手当の支給に対する補助 【主な増減】支給対象人数の減に伴う減	61,008 (61,008)	62,232 (62,232)	▲ 1,224 (▲ 1,224)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

6	工 業 用 水 道 事 業 会 計 金 繰 出	4年度	1,152千円	
		3年度	1,452千円	
		増▲減	▲ 300千円	
		4年度 財源内訳	国・県	-千円
			その他	-千円
	市債	-千円		
	一般財源	1,152千円		

工業用水道事業に対する補助金

(単位：千円)

	4年度	3年度	増 ▲ 減
1 児童手当補助金 児童手当の支給に対する補助 【主な増減】支給対象人数の減に伴う減	1,152 (1,152)	1,452 (1,452)	▲ 300 (▲ 300)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

7	自動車事業会計 繰	4年度	663,972千円	
		3年度	684,491千円	
		増▲減	▲ 20,519千円	
		4年度 財源内訳	国・県	- 千円
			その他	- 千円
市債	- 千円			
	一般財源	663,972千円		

自動車事業に対する補助金

(単位：千円)

		4年度	3年度	増 ▲ 減
1	<b>地共済追加費用負担補助金</b> 地方公務員等共済組合法に係る長期給付に要する地共済追加費用に対する補助 【主な増減】標準報酬月額減に伴う減	185,949 (185,949)	191,340 (191,340)	▲ 5,391 (▲ 5,391)
2	<b>児童手当補助金</b> 児童手当の支給に対する補助 【主な増減】支給対象人数の減に伴う減	73,248 (73,248)	76,560 (76,560)	▲ 3,312 (▲ 3,312)
3	<b>基礎年金公的負担補助金</b> 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金の公的負担分の補助 【主な増減】標準報酬月額減に伴う減	404,775 (404,775)	416,591 (416,591)	▲ 11,816 (▲ 11,816)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

8	高 速 鉄 道 事 業 会 計 金 緑 出 金	4年度	6,812,899千円	
		3年度	5,435,611千円	
		増▲減	1,377,288千円	
		4年度 財源内訳	国・県	- 千円
			その他	- 千円
	市債	4,623,000千円		
	一般財源	2,189,899千円		

高速鉄道事業に対する出資金及び補助金

(単位：千円)

	4 年 度	3 年 度	増 ▲ 減
1 特例債元利償還補助金 地下鉄事業特例債の元利償還金に対する補助 【主な増減】続特例債の償還に係る減	340,444 (340,444)	541,034 (541,034)	▲ 200,590 (▲ 200,590)
2 建設改良費出資金 地下高速鉄道事業の改良費に対する出資 【主な増減】建設改良費の増に伴う増	4,567,000 (4,567,000)	3,040,000 (3,040,000)	1,527,000 (1,527,000)
3 基礎年金公的負担補助金 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金の公的負担分の補助 【主な増減】標準報酬月額に伴う減	292,290 (292,290)	293,212 (293,212)	▲ 922 (▲ 922)
4 児童手当補助金 児童手当の支給に対する補助 【主な増減】支給対象人数の増に伴う増	39,492 (39,492)	38,868 (38,868)	624 (624)
5 地下鉄緊急整備事業特別分企業債元利償還補助金 地下鉄緊急整備事業のための都市高速鉄道事業債（特別分企業債）の元利償還金に対する補助 【主な増減】なし	1,504,719 (1,504,719)	1,504,719 (1,504,719)	- (-)
6 地下高速鉄道整備事業費補助金 耐震補強工事等に対する補助 【主な増減】耐震対策事業費の増に伴う増	56,667 (56,667)	17,778 (17,778)	38,889 (38,889)
7 特別減収対策企業債利子補助金 新型コロナウイルス感染症の影響により発行する特別減収対策企業債の利子に対する補助 【主な増減】利子償還開始に伴う皆増	12,287 (12,287)	- (-)	12,287 (12,287)

※下段（ ）は市債＋一般財源の金額

9	【特別会計】 公共事業用地費会計	4年度	5,107,313千円	
		3年度	52,448,898千円	
		増▲減	▲ 47,341,585千円	
		4年度 財源内訳	国・県	- 千円
			その他	3,544,557千円
市債	1,000,000千円			
		一般会計繰入金	562,756千円	

道路、公園等公共事業用地の先行取得資金及び資産活用推進基金の運用収益を経理する会計

(単位：千円)

		4年度	3年度	増▲減
1	資産活用推進基金費	1,444,031 (-)	* 48,776,063 (-)	▲ 47,332,032 (-)
	(1) 資産活用推進基金積立金 基金保有土地売却収入等を原資とする資産活用推進基金への積立金 【主な増減】土地売却収入の減による減	681,995 (-)	865,859 (-)	▲ 183,864 (-)
	(2) 資産活用推進基金保有土地取得費 資産活用推進基金保有土地の取得費 【主な増減】適正化の取組の減による減	762,036 (-)	47,910,204 (-)	▲ 47,148,168 (-)
2	都市開発資金事業費	1,779,707 (1,562,756)	1,788,960 (1,478,362)	▲ 9,253 (84,394)
	(1) 都市開発資金事業費 都市開発資金事業債による用地取得費 【主な増減】なし	1,000,000 (1,000,000)	1,000,000 (1,000,000)	- (-)
	(2) 公債費 市債金会計への繰出金 【主な増減】償還対象事業の減に伴う減	779,707 (562,756)	788,960 (478,362)	▲ 9,253 (84,394)
3	公共用地先行取得事業費	1,883,575 (-)	1,883,875 (-)	▲ 300 (-)
	(1) 公債費 市債金会計への繰出金 【主な増減】なし	26 (-)	26 (-)	- (-)
	(2) 減債基金積立金 先行取得用地売却収入等を原資とする減債基金への積立金 【主な増減】土地貸付収入の減による減	1,883,549 (-)	1,883,849 (-)	▲ 300 (-)

※下段( )は市債+一般会計繰入金の金額

\*3年度の資産活用推進基金費には、先行取得資金保有土地の適正化の取組(約467億円)が含まれています。

【参考】用地先行取得資金による新規取得計画額 (単位：億円)

区 分	4年度	3年度	増▲減
公共事業用地費会計	10	10	-
都市開発資金事業費	10	10	-
公共用地先行取得事業費	-	-	-
資産活用推進基金	12	5	7
合 計	22	15	7

10	【特別会計】 市 債 金 会 計	4年度	437,738,547千円	
		3年度	451,194,723千円	
		増▲減	▲ 13,456,176千円	
		4年度 財源内訳	国・県	-千円
			その他	189,852,968千円
市債	34,857,000千円			
一般会計繰入金	213,028,579千円			

市債の元利償還金、一時借入金利子（企業会計に係るものは除く）並びに市債の発行及び償還に係る諸費等について各会計を整理する会計

(単位：千円)

		4年度	3年度	増 ▲ 減
1	公債費	409,340,370 (219,487,402)	443,619,045 (231,854,107)	▲ 34,278,675 (▲ 12,366,705)
	(1) 元金 市債（三セク債を除く）の償還元金 【主な増減】満期一括債の償還額の減	295,137,507 (119,534,814)	327,696,451 (132,200,459)	▲ 32,558,944 (▲ 12,665,645)
	(2) 利子 市債（三セク債を除く）の利子及び一時借入金利子 【主な増減】金利低下による利子の減	34,603,190 (22,602,396)	37,596,996 (23,496,347)	▲ 2,993,806 (▲ 893,951)
	(3) 公債諸費 市債（三セク債を除く）の発行及び償還に係る諸費等 【主な増減】発行及び償還に係る手数料の減	1,494,453 (977,196)	1,658,091 (1,176,502)	▲ 163,638 (▲ 199,306)
	(4) 減債基金積立金 市債（三セク債を除く）の償還に備えるための減債基金への積立金 【主な増減】満期一括債の償還計画による増	78,105,220 (76,372,996)	76,667,507 (74,980,799)	1,437,713 (1,392,197)
2	第三セクター等改革推進債公債費	* 28,398,177 (28,398,177)	7,575,678 (7,575,678)	20,822,499 (20,822,499)
	(1) 元金 三セク債の償還元金 【主な増減】なし	7,322,196 (7,322,196)	7,322,196 (7,322,196)	- (-)
	(2) 利子 三セク債の利子 【主な増減】三セク債残高の減による利子の減	224,165 (224,165)	252,616 (252,616)	▲ 28,451 (▲ 28,451)
	(3) 公債諸費 三セク債の償還に係る諸費 【主な増減】利子償還額の減による手数料の減	791 (791)	866 (866)	▲ 75 (▲ 75)
	(4) 減債基金積立金 三セク債の償還に備えるための減債基金への積立金 【主な増減】5年度償還財源の積立による皆増	20,851,025 (20,851,025)	- (-)	20,851,025 (20,851,025)

※下段（ ）は市債＋一般会計繰入金の金額

\* 第三セクター等改革推進債公債費には、5年度の償還財源として一般会計から繰り入れる減債基金への積立金（MM21地区52街区における土地売却収入の余剰分（約209億円））が含まれています。